

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
固定式刺し網漁業	一枚網漁業（あじ底刺し網漁業）	9（許可または起業の認可を受けている船舶の数：10隻） 21（許可または起業の認可を受けている船舶の数：24隻）	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井・石川両県境から、北西の線以南の福井県沖合海域（5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く） ただし、定置漁業の保護区域内および次に掲げる区域内を除く。 ①北緯36度20.2分、東経135度55.8分の点を中心とした半径3,000メートル以内の松出シ瀬の海域 ②200メートル等深線以浅の玄達瀬の海域 ③北緯36度23.5分、東経135度59.5分の点を中心とした半径3,000メートル以内の新松出シ瀬の海域 ④北緯35度48.2分、東経136度の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	4月1日から8月31日まで	敦賀市美浜町若狭町に住所を置く者		
	一枚網漁業（このしろ底刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	小浜市および大飯郡に住所を置く者
	一枚網漁業（がざみ底刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（めばる類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（いしがれい類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（うしのした類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	三枚網漁業	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)